

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 平成27年11月27日（金） 午後1時30分から午後4時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎南側臨時庁舎3階 中会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
秋山安夫，黒川千恵子，高井美智明，中村岳広，藤枝宏之
 - (2) 執行機関
秋葉宗志，大和直文，寺門富雄，谷津茂男，青山和夫，高岡英寿，鯉渕紀子，
清水達彦，渡辺慧，伊藤俊夫，小田木義弘，米川義雄，橋本大敬，川野輪俊光
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 平成27年度上期抽出案件審議（8件）（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第7条第3号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（8件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書
- 9 発言の内容 ※非公開のため，詳細な内容については省略

意見・質問	説明・回答
[報告事項] 1 平成27年度上期の契約状況について ・特段意見なし	

意見・質問	説明・回答
<p>[抽出案件]</p> <p>1 国補流域関連下水道吉田第2処理分区枝線（3－5工区）工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格聞取り調査というのは、聞取りだけなのか。 ・聞取り，質問と証憑書類の調査だけで実地検査はしないのか。 ・予定価格の積算は，どのように行われているのか。 ・資材を安く購入できる場合，資材の品質は，どのように確認しているのか。 ・下請負業者に関わる費用というのは，どの科目に入るのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格聞取り調査時に，該当業者から資料を提出してもらい，審査を行っています。 ・調査資料に基づいて確認をしているため，特に現地での確認はせず，設計に対する確認をしています。 ・工事に関連する設計図等から数量を積み上げて，それに現在の基準価格，各単価，人件費や資材価格を積算することで設計書を作成し，予定価格を提示しています。 ・工事を実施する前に，業者から市に対して，工事の計画書並びに資材の承認願いが提出されます。その資材が現場に納入された時点で現場立会いを行い，資材の品質について，承認機関の承認を受けた資材が使われているかの確認をしています。 ・下請負業者の人件費関係については直接工事費に，元請負業者が下請に出す経費関係は現場管理費に含まれています。
<p>[抽出案件]</p> <p>2 新ごみ処理施設用地造成（第2工区）工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費の内訳というのは，どのようなになっているのか。 ・設計金額はどのように積算しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費については，業者の本社機能，役員及び事務関係の職員の給与，広報の宣伝費や交際費，建物や車両等の減価償却費等になります。 ・設計金額については，茨城県の積算基準に近いものを運用し，システムで積算をします。その中の人件費や資材単価については，最新のものを使って積算をしています。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・完成検査だけではなく、工事中の現場には巡回をするのか。 ・会社の経営状況について、チェックは行っているのか。 ・この工事は、特殊な造成工事ではなく、普通の造成工事になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中は、発注者側から選任された監督員が現場に行き、巡回をしています。 ・代表構成員のみですが、平成 24 年度以降の各売上げから経常利益を出していただき、チェックを行っています。 ・特殊な工事ではなく、通常の建物を建てる前の造成工事になります。
<p>[抽出案件]</p> <p>3 斎場火葬炉修繕工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約となるのは、どのような場合なのか。 ・予定価格を作成するに当たって、参考見積りも 1 社から徴取したのか。 ・見積り合わせは何回まで行うことができるのか。 ・不調となった場合、同じ業者と随意契約で見積りをやり直すのか。 ・この修繕工事は、どのぐらいの頻度で行っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の場合には競争入札が原則となっていますが、契約規程により特殊な理由で施工可能な業者が 1 社のみの場合に、随意契約となります。 ・有資格請負業者名簿に登録している中で、火葬炉関係の工事を行っている業者がこの 1 社しかなかったため、1 社から見積りを徴取しています。 ・契約規程第 68 条に見積り合わせの回数が規定されており、随意契約をする場合の見積り合わせの回数は 3 以内です。 ・不調となった場合は、仕様や価格の見直しを行う必要があります。 ・箇所は変わりますが、修繕工事は毎年行っています。
<p>[抽出案件]</p> <p>4 国補公共下水道桜川第 2 ポンプ場雨水ポンプ増設実施設計委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積りを徴取した業者は、実績があった選ばれたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道のポンプに関して、耐震補強などの実績がある業者から徴取しています。
<p>[抽出案件]</p> <p>5 水戸市新たな市民会館管理運営基本計画策定等支援業務委託について</p>	

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の場合、見積り合わせは3回以内というのは、相手方は知っているのか。 ・ 今回の随意契約は、この業者以外には要件を満たさない内容だったのか。 ・ 予定価格はどのように設定したのか。 ・ 業務委託の随意契約で、プロポーザル方式を扱うのは初めてか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知っています。[抽出案件3の回答による] ・ 今回の選定は公募型プロポーザル方式で、その要件に合った方が応募しており、いろいろな評価項目により点数をつけて、評価点の一番高い業者が優先交渉権を得て、随意契約をするものです。 ・ 今回の予定価格の設定方法は特殊で、プロポーザルの評価項目の中に見積書提出があります。優先交渉者となった場合は、その業者が提出した見積書の金額を上限として見積り合わせを行う内容の公告になっています。 ・ そのとおりです。
<p>6 楮川浄水場沈でん池機械設備取替工事（第36号）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格を設定するに当たって、見積りは徴取しているのか。 ・ 応札が2社あれば、入札は成立するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約予定金額が6,000万円以上であったため、6社から徴取しています。 ・ 成立します。
<p>7 配水補助管布設替工事（第61号）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道部の工事は、本庁の工事と一緒に発注することはできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道部は水道事業会計、本庁は一般会計と、会計制度が異なるため、一緒に発注することはできません。
<p>8 楮川浄水場浄水施設詳細耐震診断業務委託（第29号）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断業務の場合、どのような形で積算するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省の水道事業実務必携に基づいて積算しています。